



(2025 年 11 月 1 日より適用)

## 第1条 (目的)

「のいりプレミアクラブmini」の趣旨に賛同し入会した会員、または会員の2親等以内の方(以下「会員等」という)が死亡した際、(株)のいりに葬儀施行の申込みをしたときは、会員等の遺族または相続人(以下「遺族等」という)に対し、相互扶助の精神に基づき、葬儀料金の割引を行い会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。また、各種相談サービスを提供することにより会員制度の利便性を図ります。

## 第2条 (会員資格)

1. 本会の趣旨に賛同し、「のいりプレミアクラブmini」規約(会員規約)を承認し、所定の入会手続きを完了し、本会が入会を認めた方とします。
2. 入会できる年齢は、原則として満18歳以上85歳までの方とします。
3. 入会フォームに入力した内容に虚偽の記載があったときは、入会を認めないことがあります。

## 第3条 (入会手続)

1. 入会の申込みは、「のいりプレミアクラブmini」入会フォームに必要事項を入力することで完了します。
2. 「のいりプレミアクラブmini」は、入会フォームに基づき所定の契約手続きを行い、「のいりプレミアクラブmini」の会員であることを証する書面をEメールアドレスに送付します。  
※会員証は交付いたしません。
3. 会員の地位及び権利は、あらかじめ「のいりプレミアクラブmini」の承諾を得て譲渡することができます。

## 第4条 (会員資格の期限)

有効期限はありません。ただし、会員の資格は1回の葬儀施行により失効します。

## 第5条 (告知義務違反による契約の解除)

入会申込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会フォームに事実を告知しなかったか、または虚偽の記載があった場合は契約を解除されます。

## 第6条（入会金）

入会金は、無料とします。

## 第7条（葬儀施行に伴う葬儀料金の割引）

1. 会員等が入会日から起算して7日以降に死亡し、(株)のいりで葬儀を行ったときは、基本葬儀料金（葬儀プラン）を10%割引します。
2. 上記の割引は、葬儀式場 クレストホール・ファミリーノ・アメィユ<sup>(注)</sup>、或いは自宅、寺院、集会所等での葬儀に限ります。また、割引の対象となるのは、基本葬儀料金(葬儀プラン)のみです。オプション品目については割引の対象外となります。

<sup>(注)</sup> 葬儀式場 アメィユの15プランは割引の適用対象外です。

3. 複数の会員から同一の葬儀に対して葬儀の申込みがあったときは、一人の会員のみの権利行使が認められ、一つの葬儀に対して一回の割引のみ適用されます。

## 第8条（葬儀の施行適用範囲）

葬儀の施行の適用範囲は、会員本人及び会員の2親等以内の方とします。

## 第9条（葬儀施行の申込み及び葬儀料金の割引手続）

1. 会員等が死亡し、(株)のいりに葬儀の施行を申込みときは、必ず葬儀打合せ前までに会員であることを申出するものとします。
2. 葬儀料金の割引は会員であることを確認できた場合に適用されるものとします。

## 第10条（各種相談サービス）

1. 葬儀に関するご相談や事前見積り、寺院やお墓に関するご相談を無料で何度でもご利用できます。
2. 遺言・相続、成年後見人、生活保護、葬儀後の諸手続きなど、法律・税金・福祉に関する各種相談も承ります。ただし、相談内容によっては専門家を紹介(有料)させていただく場合もあります。

## 第11条（会報誌「のいりプレミアクラブマガジン」およびその他会員向けの情報等の送付）

1. 当社のサービス及び施設案内等を掲載した「のいりプレミアクラブマガジン」を定期的にEメールアドレスに送付いたします。
2. 「のいりプレミアクラブマガジン」は、原則として年1回の発行となります。ただし、特別な場合においては、予告なく臨時発行される場合があります。
3. 当社会員向けイベント情報等をEメールアドレスに送付いたします。

## 第12条（変更事項の届け出）

1. 会員は入会申込時に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに「お客様あんしん相談室」に変更事項を届け出るものとします。
2. 事前に変更届がなかった場合には、葬儀料金の割引及び各種サービスが受けられないことがあります。

### 第 13 条（葬儀料金の割引並びに会員の特典が受けられない場合）

1. 入会申込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会フォームに事実を告知しなかったか、虚偽の記載があったとき。
2. 会員であることを確認できないとき。

### 第 14 条（クーリングオフ・入会申込みの取消し）

入会を申込まれた日を含む 8 日間は、本会に対し書面または電磁的方法により入会申込みの撤回をすることができます。その効力は書面(封書・ハガキ)の発送または電磁的方法(電子メールなど)により意思表示をしたときから生じます。

### 第 15 条（協議解決）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び株式会社のいり「のいりプレミアムクラブ mini」にて誠実に協議解決するものとします。

### 第 16 条（問い合わせ・相談窓口）

この契約についての問い合わせ及び相談窓口は、次の場所で行います。

## 株式会社のいり「お客様あんしん相談室」

一宮市浅野字大西裏38 TEL (0586) 7 7-8 1 2 0